

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱いについて

赤字部分：平成26年12月4日追記

1 例外給付とは

要支援1・2及び要介護1（自動排泄処理装置については要介護2・3まで）（以下「軽度者」とする。）の軽度者について、福祉用具貸与で保険給付の対象外とされる事例であっても、例外的に福祉用具が必要な状態に該当すると認められるものについては給付対象とします。

あくまでも例外給付であるため、貸与の際は必要性を精査・熟考のうえ判断してください。

また、現在、例外給付の対象となっている方も、例外給付の有効期間ごとに必要性の見直しを行い、真に必要な方にのみ給付されるよう適切な運用をお願いします。

2 例外給付の流れ ※別紙1「フローチャート」参照

例外給付の流れは以下の2パターンです。原則、基本調査の結果で判断しますが、該当しない場合でも一定の要件のもと貸与が可能となります。

(1) **例外給付その1** 市への確認が不要（基本調査等で例外給付に該当するもの）

別紙2「例外給付その1チェック表」で、基本調査の結果で例外給付の対象となる場合は、市への確認書類の提出は不要となり、通常の福祉用具貸与の手続きにより貸与可能となります。

また、同表の車いす（付属品含む）の「(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」と移動用リフトの「(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者」は、基本調査で該当する箇所がないため、以下の①～④の手続きにより、貸与が可能となります。この場合においても市への確認書類の提出は不要です。

① 主治医から福祉用具貸与の必要性についての意見聴取

主治医意見書、主治医連絡票だけでなく、口頭での意見聴取（**看護師等の病院職員を通じて主治医の意見を聴取する場合も含む**）も可としますが、必ず支援経過等に記録を残してください。

② サービス担当者会議の開催

福祉用具レンタル以外のサービス事業者等、対象者の状態像について適切な助言が可能な者にも参加を求めた上で貸与の必要性について話し合い、記録を残してください。

③ ケアプランへの位置づけ

上記の①、②を踏まえた上で福祉用具が必要な理由をケアプランに記載してください。

④ 福祉用具貸与が必要な理由の見直し

ケアプランに記載された必要な理由を必要に応じて随時見直ししてください。

(2) **例外給付その2** 市への確認が必要（基本調査等で例外給付に該当しない）

例外給付その1では例外給付の対象とならない場合、以下の①、②の要件を満たし、これらについて刈谷市に確認を受けた場合は例外給付の対象となります。

- ① 次の（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断されている。

【福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像】

- （Ⅰ）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示に定める福祉用具が必要な状態に該当する者
（例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）
- （Ⅱ）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示に定める福祉用具が必要な状態に至ることが確実に見込まれる者
（例 がん末期の急速な状態悪化）
- （Ⅲ）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示に定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者
（例 ぜんそく発作等による呼吸不全）

- ② サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている。

3 例外給付その2の申請手続(市への確認申請書の提出)

(1) 提出書類

次の①～③の書類を利用前に刈谷市役所長寿課に提出してください。なお、やむを得ない事情により書類の提出が遅れる場合は、事前に市に相談してください。

- ① 介護保険 福祉用具貸与例外給付確認申請書（様式1）
- ② 医師の医学的な所見を示す書類（ア～ウのいずれか）
- ア 主治医意見書
- イ 医師の診断書
- ウ 介護支援専門員等が聴取した医師の所見の記録
→例：主治医連絡票、口頭確認（看護師等の病院職員を通じて医師の所見を確認する場合も含む）した内容を記載した支援経過記録
- ③ サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与を必要である旨を判断したことを示す書類
→要介護者：居宅サービス計画書の第1，2，4，5表
要支援者：介護予防支援にかかる関連様式（支援経過・担当者会議の部分含む）

(2) 確認結果の通知

結果は例外給付の有効期間を記載した通知書を渡します。

(3) 例外給付の有効期間

① 開始日

確認申請書（必要な添付書類含む）の提出日

② 終了日

サービス担当者会議の開催日から6ヶ月後の末日

※ただし、例外給付の有効期間の終了日前に、認定の有効期間が終了する場合は、認定の有効期間の末日が終了日となりますので、ご注意ください。

(4)判断の見直し(継続して貸与を受ける場合)

例外給付の有効期間が終了する前に対象者の状態を確認し、貸与の必要性について見直しを行います。

継続して貸与が必要と判断した場合は、例外給付の有効期間が切れる前に、(1)のとおり確認申請書(必要な添付書類を含む)を提出する必要があります。

(5)認定結果前の暫定利用について ☆平成24年10月1日から

例外給付その2の認定結果前の暫定利用を可能とします。

新規申請中の認定が出ていない段階で福祉用具の貸与が必要と介護支援専門員等が判断した場合、軽度者と見込まれ、かつ、例外給付その2の要件に該当する場合には、(1)のとおり確認申請書をあらかじめ市に提出し、例外給付の対象とすることができます。

なお、この場合の例外給付の有効期間の開始日も確認申請書の提出日からになります。

軽度者と認定された場合、確認申請日に遡って給付が受けられますが、要介護2以上と認定された場合、確認申請は無効になります(自動排泄処理装置については要介護4以上)。

★利用の際には、利用者に実費負担の可能性のある旨を十分に説明してください。

4 留意事項

(1)医師への意見聴取及び医学的な所見を示す書類について

医師に意見を求める際は、例外給付について十分に説明した上で、その内容を必ず具体的に聴取してください。

例外給付その2では、医師の医学的な所見を示す書類で「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像(I)～(III)」に該当することが明確に判断できる内容が記載されていることが必要です。

(確認不可の判断例)

- ・単に福祉用具が必要であるとだけ記載している場合
- ・病名だけを記載して、必要と判断している場合

★疾病等からその利用者の状態を判断し、福祉用具の必要性を明確にしてください。

(2)認定更新により例外給付の対象となる場合について

要介護2(自動排泄処理装置は要介護4)以上の方が更新により軽度者と認定され、例外給付の対象となるケースがありますので、更新の際には基本調査の結果に留意し、確認申請が必要な場合は速やかに手続きしてください。